

「孀恋村防災の日」制定について

本村は、令和元年10月の台風19号による記録的な豪雨によって、村内各所において、過去最大級といえる甚大な被害を受けた。

中でも、村内を東西に貫く村内交通網の要である国道144号線は、大笹長井川原地区で橋梁とともに道路が消失し、さらにはJR吾妻線も大きく被災し、長期間の運休を余儀なくされ、村内及び村外からの交通網が各所で遮断されることとなり、村民の日常生活に大きな支障が生じた。

これら公共インフラの被災とともに、民間施設も甚大な被害を受け、中には大切な住家を失った家庭もあった。

幸いにして各地区での防災活動が功を奏し、村からの要請に対して迅速な避難行動がなされ、人命が失われることはなかったが、あらためて近年の気候変動による自然災害の脅威を再認識した。

当時、村では台風19号への対応のため、「災害対策本部」を設置し、その防災対策にあたり、発災後においては、被災地域の復旧復興のため「復旧復興対策本部」を立ち上げ、公共インフラの復旧工事の実施、被災者への支援、国、県等関係機関への要請活動などを積極的に行い、早期の復旧復興に努めてきた。

台風19号の被災から、約2年半が経過し、最大の被災箇所である国道144号線が復旧し、長井川原地区に災害記念碑が建立されたこのとき、村民一丸となって取り組んできた台風19号災害や、古くは天明3年（1783年）の大規模噴火災害から、見事に復興を成し遂げてきた歴史を持つ村として、未来に向けた「災害に強いむらづくり」を目指し、この日（10月12日）を「孀恋村防災の日」と定め、「孀恋村防災の日宣言」を発するものとする。